

令和6年4月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 10 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年4月15日（月） 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員

1 番	亀山 真由美 君	2 番	岡本 幸子 君
3 番	大崎 正男 君	4 番	山重 義則 君
5 番	中元 茂雄 君	6 番	寺西 久美子 君
7 番	鈴木 喜義 君	8 番	勝本 澄人 君
9 番	原田 淳一 君	10 番	菅岡 利夫 君
12 番	齋藤 貴之 君	13 番	宮本 三雄 君

4 欠席委員 11 番 下土井 進 君

5 説明のため出席した者

事務局長	楠原 慎太郎 君
事務局次長	中原 賢 君

6 記事ならびに議事録調整者

農林水産課長補佐	半田 一豊 君
職員	伊藤 義人 君

会議に付議した事項

議案第 48 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 49 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 50 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 51 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 52 号	農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第 53 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用 集積等促進計画案の決定について
議案第 54 号	特定農用地利用規程の認定について

第10回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第10回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、下土井委員が欠席であとは全員出席、13名中12名で
定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 本日の会議録署名委員を指名いたします。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
亀山委員、岡本委員にお願いいたします。ご異議ございますしょう
か。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

次に、会期についてお諮りいたします。

本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いますでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、議事に入ります。
議案第48号を上程します。
事務局からの説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
(3条-1) て、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●●●●●●●●番● 地目 田 面積4,533㎡
です。

利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、受人に譲り渡すものです。

受人は、渡人の要望により申請地を譲り受け、畑として野菜を栽培
するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●●●●●●●●●から南に
約750mの距離にある、●●●●●●●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号2番でございます。

(3 条-2)

申請地は、●●●●●●●●番● 地目 畑 面積 177㎡
外2筆 合計 田 2,913㎡ 畑 532㎡です。

利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●に居住しており耕作管理が困難なため、申請地に隣接した住宅と一緒に受人に譲り渡すものです。

受人は、申請地に隣接した住宅と併せて、耕作管理が便利な申請地を譲り受けて転入するものです。また、●●●●●●●●●●●●●●●●の構成員として所属し、農業の指導を受けながら営農を行う計画です。

申請地は、位置図に示していますが、●●●●●●●●●●から北西に約550mの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

まず、訂正をお願いいたします。調書の渡人の氏名で、●●●さんの●の字が●●●になっておりますが、正しくは●●●●●●、●●の●の字です。大麥申し訳ございません。

申請地は、●●●●●●●●●●番● 地目 畑 面積 268 m²で
す。

利用状況は耕作中で、権利の種類は贈与です。

渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、妹である受人に贈与するものです。

受人は、申請地は自宅に隣接しており耕作管理が便利のため、兄である渡人から贈与を受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●●●●●●●●●から南西に約250mの距離にある、●●●●●付近の農地です。

現地確認につきましては、下土井委員、原田委員が都合により立会日の調整が出来ませんでしたので、岡本委員、篠脇推進委員、森田推進委員の3名で行っております。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番及び2番につきましては、勝本委員。

8番 勝本君

4月2日に農業委員と事務局で現地調査を行いました。

整理番号1番につきましては、市内で肥料とか農薬を扱っている会社の役員の方でございます。当面は野菜を作付けされるということでございますけれども、将来的にはハウスを建ててイチゴ栽培をしたいという目標がございます。特段問題はないというふうに思います。

次に整理番号2番でございますが、先ほど事務局の方からありましたけれども、農地と住宅、小さい倉庫すべてを譲り受けて耕作されるということにしております。こちらについても特段問題はないというふうに思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番及び2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番につきましては、岡本委員、お願いします。

2番 岡本君

3番です。4月の3日に現地調査をいたしております。さきほど事務局から説明があったとおりでございます、別に何ら問題はないと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号3番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番から3番の議案第48号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第48号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第49号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
(4条-1)

議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●●●●●●●●番● 地目 畑 面積73㎡ 外
1筆 合計 畑 183㎡です。

申請人は、申請地に自己用住宅の敷地拡張及び進入路を建設するものです。

すでに、工事が完了しているため、始末書が提出されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●●●●●●●●●から南
西に約250mの距離にある、●●●●●●付近の農地です。

現地確認につきましては、下土井委員、原田委員が都合により立会
日の調整が出来ませんでしたので、岡本委員、篠脇推進委員、森田推進
委員の3名で行っております。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準
は特定施設の●●●●●●●●●●から300m以内の第3種農地で
あり、原則許可するものです。一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、岡本委員、お願いします。

2番 岡本君

お手元の4条の1という地図で確認してみてください。先ほど3条
が出ました●●●●●の●●さんのところがこの方の持ち物になるとい
うことで、この付近が全部この方の所有地となるということで、別に
問題はないと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番の議案第49号について、原
案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願い
いたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第49号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第50号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

(5 条-1)

て、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号 1 番でございます。

申請地は、●●●●●●●●番● 地目 田 面積2, 8 6 2 m²です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。

受入は、●●●で太陽光発電事業等を営む法人で、パネル設置面積1,110.80㎡、発電出力249.40kwの太陽光発電設備を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●●●から北西に約１．７ kmの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君

(5 条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

まず、訂正をお願いいたします。調書の受人の住所で、●●●●さんの住所が●●●●番地になっておりますが、正しくは●●●●番地です。大変申し訳ございません。

申請地は、●●●●●●●●番● 地目 田 面積18㎡ 外1
筆合計 田 22.30㎡で、権利の種類は贈与です。

渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、申請地に自己用住宅の敷地拡張及び進入路を建設するものです。平成20年に県が水路を建設した際に分筆された残地で、敷地拡張及び進入路共に、すでに工事が完了しているため始末書が提出されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●●●●から南東に約５０
０ｍの距離にある、●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君

(5 条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●●●●●●番● 地目 田 面積38㎡ 外1
筆合計 田 167㎡で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●●に居住しており耕作管理が困難なため、申請地に隣接した住宅と一緒に受人に譲り渡すものです。

受人は、市内で不動産業等を営む法人で、申請地に隣接した渡人所有の住宅と併せて購入し、申請地に自己用駐車場と倉庫を建設するものです。●●●番●3については、一部がすでに駐車場として利用さ

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

整理番号1番から3番につきましては、菅岡委員、お願いします。

整理番号２番でございますが、以前、●●●●●の関係で５条申請と３条申請を許可したところがございますけれども、この残地ということで、すでに事務局からの報告がありましたけれども、進入路なり住宅の敷地になっておるということで、特段問題はないと考えており

ます。

整理番号 3 番でございますが、これにつきましても、すでに土砂の搬入なり、始末書が出ているということで、雨水等につきましても水路に流すという形で、特に問題はないと考えておりますので、ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号 1 番から 3 番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号 4 番につきましては、原田委員。

9 番 原田君 整理番号 4 番ですが、すでに工事が終了しておりまして、始末書も出ているということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号 4 番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号 1 番から 4 番の議案第 50 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 50 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第 51 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、原田委員は議事に参与しないこととします。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。

市長より、令和 6 年 3 月 25 日付けで、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

計画は、4 件、25 筆、合計 17,657 m²で、すべて新規です。

農用地利用集積計画については、農業者等の申出により、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附

則第5条第1項の規定に基づき、なお従前の例により定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全部効率利用要件などの要件に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何かこの件に関しまして、質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第51号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第51号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第52号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第52号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

市長より、令和6年3月27日付けで、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

公益財団法人やまぐち農林振興公社が、山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行い、利用権設定者の同意に基づき、農地中間管理権を取得するものです。

新規4件、5筆、合計8,666㎡の計画で、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるもので、改正前の各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

この件につきまして、何か質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第５２号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第５２号については、可決・承認と決します。

次長 中原君 議案第５３号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の案の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表(案)をご覧ください。

市長より、令和６年３月２７日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、公告することにより、受け手に農地が貸し付けられます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

10番 菅岡君 最後の農地中間管理機構が中間保有、借り手がないから保有するということになっていると思うのですが、この計画だけを見ると13年まで誰も見つからなかったら中間管理機構が保有するということではないのですか。それとも、早く借り手を探して、その方に貸し付けるということで、もしもなかった場合は13年までは中間管理機構が保有するという形でいいのかどうか、その辺だけお聞きしたいと思います。今回初めてのケースだと思います。

今回初めてのケースということなのですが、●●●●●●●●が利用権設定を解除するにあたり、次の担い手を探した結果、主に●●●●●●●●さんと●●の認定農業者である●●●●●●さん、このお二方が

お引き受けをしていただきました。

現地を見まわった結果、何筆か残っているところが本当の中間保有にあたってしまうところだと思います。

状況としては、1年間中間保有して、そのあとは地主に貸す予定だというふうに公社からは聞いています。

なので、できるだけ早く次の担い手が見つけられるように関係機関あげて努力をしている最中です。

農地の管理については、地元にお願いすると公社から聞いております。

以上です。

議長 宮本君 13年まで中間管理機構が借りるというわけではないですね。

農林水産課長補佐 半田君 山口県の公社につきましては、あてのない中間保有はしないという方針だと聞いています。

議長 宮本君 他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第53号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第53号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第54号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第54号 特定農用地利用規程の認定につきまして、農林水産課の半田課長補佐が説明いたします。

農林水産課長補佐 半田君 議案第54号につきまして、説明をいたします。

●●●地区につきましては、現在、県営圃場整備事業が実施されてきて、これまで個人での農作業受託、利用権設定を中心に営農活動をされていました。

近年、農業従事者の高齢化等がありまして、地域農業の維持に支障をきたす恐れがあり、以前より新たな体制作りが必要とされてきました。

先般、●●●地区の将来につきまして、地区の皆さんでの話し合い

の場を持たれ、大規模に現在営農されている担い手1法人3名の方に、地区の農地を集積していくという方針が決まりました。

併せて地区の農地の所有者で組織をする●●●地区農用地利用改善組合も設立されています。

この農地を出す側、出し手組織である農用地利用改善組合と農地を預かる側、受け手組織である担い手が連動して●●●地区の営農を継続していく仕組みとなっています。

この二つの組織の運営を定めたものが、今回、お諮りをする特定農用地利用規程でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第24条に基づき、農業委員会と農業協同組合へ意見を求めることとされているため、この度、お諮りいただくものです。

議案を1枚めくっていただきましたら、まず市から農業委員会に対しての本件意見聴取についての依頼文書、公文書の写しでございます。

次に特定農用地利用規程認定申請書の写しがございます。

添付書類として、特定農用地利用規程の案、農用地利用改善組合規約、組合員名簿、設立総会の議事録、担い手の同意書の写しを添付しています。

そのうち、特定農用地利用規程ですが、第1条で●●●地区の農業振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的と定めています。

第2条には基本的な内容を定めており、効率的な農用地の利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、作付地の集団化や役割分担の明確化、農作業の共同化などを行うこととしています。

第3条には、別紙区域図を添付していますが、●●●地区の圃場整備実施地区を実施区域の範囲としています。

第4条から第10条までは、第2条を詳しく書いたものです。

第1条には、区域内で農作業ができなくなった場合に、農作業の受け手として位置づけられている担い手を明確にしており、冒頭に申し上げた1法人●●●●●●●●●●●●●●●●さんと●●●地区の個人の農業者である●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さんの3名を指定しております。

添付書類に、担い手である1法人3名の同意書も添付しています。

第12条は、集積の目標ですが、区域の総面積25.1haを目標としています、

以上が、●●●地区の農用地の利用について定めた規定でございます。全部で61軒の農家が参加されています。

以上、●●●地区の特定農用地利用規程の認定について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございますでしょうか。

議長 宮本君 協同組合みたいなものですね。

農林水産課長補 趣旨としては、そういうことになります。

佐 半田君

議長 宮本君 他に質疑はありますか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第54号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第54号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時44分)